



入管難民法および技能実習法の改正法が成立

～技能実習制度を見直して育成就労制度を創設、2027年の施行へ～

2024年6月14日、第213通常国会で「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立した。これは、現行の技能実習制度を見直し、人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設するものであり、特定技能制度の適正化とあわせ外国人労働者の保護強化をはかる。法律の施行は3年以内とされており、今後具体的な運用に係る政省令の整備が行われる。

育成就労制度については、特定技能1号水準の技能を有する人材の育成期間として位置づけられ、在留期間は最大で3年となる。また育成就労計画の認定には、技能や日本語能力の目標、外国人が送出機関に支払った費用額などの基準への適合といった要件が設けられ、一定の要件下で本人意向の転籍も認められる。

UAゼンセンは、引き続き本法改正の運用や、現行制度からの移行に係る具体的な内容の把握・情報発信を行っていく。

技能実習生を雇用している企業の加盟組合は特に、今般の法改正について会社と情報共有をして頂くとともに、報酬を含む労働条件を日本人と同等以上に設定することや、人材育成に伴う適正な処遇確保の仕組みの整備、さらには外国人労働者の組織化に取り組むことが重要である。

【図1：改正法の概要（新旧制度の比較）】

	旧制度「技能実習制度」	新制度「育成就労制度」
目的	・人材育成による国際貢献	・特定技能1号水準の技能を有する人材の育成と人材確保
期間	・技能実習1号～3号で最大5年	・3年間
受入れ対象分野	・90業種165作業 ※「特定産業分野」とは一致していない	・特定技能制度の「特定産業分野」と原則一致（現行：16分野38業務区分（図2））
受入れ見込数	・受入れ企業ごとの上限のみ	・左記に加え、特定産業分野ごとの上限も設定
技能・言語	・1号→2号：技能検定基礎級等の合格 ・2号→3号：技能検定3級等の合格 ・特定技能1号への移行：技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除 ※介護職種以外、日本語能力の要件はなし	・特定技能1号への移行：育成就労終了時までに一定水準の技能および日本語能力試験に合格 ※就労開始時の要件を含め、詳細については、議論のうえ主務省令で規定
送出手数料（育成就労外国人負担分）	—	・育成就労外国人が送出機関に支払った費用の額が適正な基準に適合している旨を、育成就労計画の認定要件として設定
転籍	・やむを得ない事情がある場合を除き、原則不可	以下の場合転籍が可能： ・やむを得ない事情がある場合；もしくは ・本人が希望し、以下の要件を満たす場合 ➢ 同一業務区分内 ➢ 同一機関で1～2年就労（分野ごとに設定） ➢ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格 ➢ 転籍先が育成就労実施に係る適正性を有すること
監理支援保護	・外国人技能実習機構が監理団体・受入れ機関の監督指導、技能実習生の支援・保護等を実施 ・監理団体は、許可制のもと、マッチング、受入れ機関の監理・指導、技能実習生の保護・支援等を実施	・外国人技能実習機構を「外国人育成就労機構」へ改組。監督指導、支援・保護業務に加え、育成就労外国人の転籍支援や1号特定技能外国人への相談援助業務も実施 ・監理団体は「監理支援機関」に改め、外部監査人の設置を許可要件化

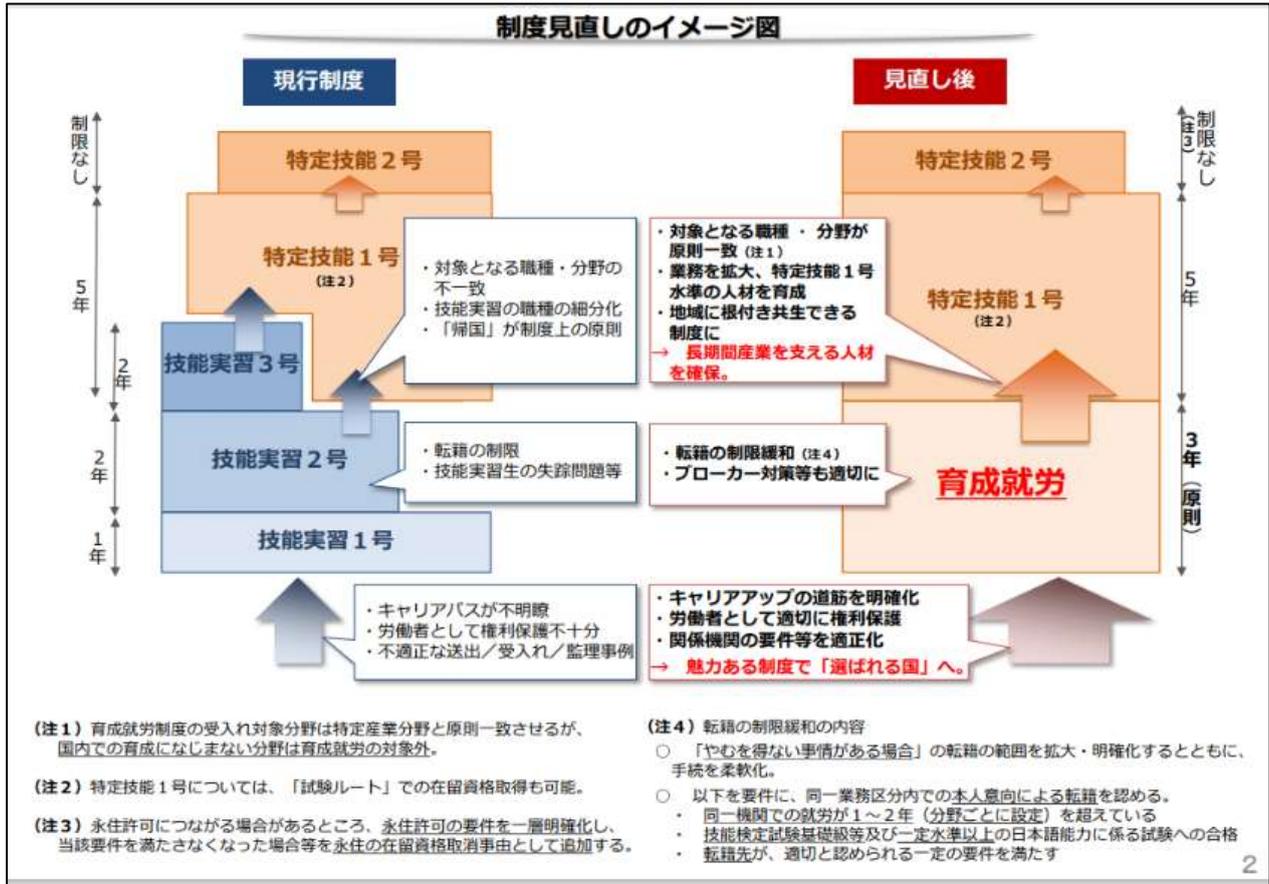
【図2：特定技能の受入れ対象分野】

旧：12分野24業務区分→新：16分野38業務区分

(赤字：3月29日閣議決定による追加・整理分)

所管官庁	分野	業務区分	新規で関連する技能実習の職種等	特定技能2号
厚労省	介護	・ 介護等 ※ 訪問系サービスは対象外 【1業務区分】	-	・ 対象外 ※ 現行の専門的・技術的分野の在留資格があるため
	ビルクリーニング	・ ビルクリーニング 【1業務区分】	-	・ 対象
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 <u>工業製品製造業へ名称変更</u>	・ 機械金属加工 ・ 電気電子機器組立て ・ 金属表面処理 ・ <u>紙器・段ボール箱製造</u> ・ <u>コンクリート製品製造</u> ・ <u>陶磁器製品製造</u> ・ <u>紡織製品製造</u> ・ <u>縫製</u> ・ <u>RPF製造</u> ・ <u>印刷・製本</u> 【3→10業務区分】	繊維・衣服関係 (21職種38作業)	・ 既存業務区分は対象 ・ 新規追加業務は1号のみ
国交省	建設	・ 土木 ・ 建築 ・ ライフライン・設備 【3業務区分】	-	・ 対象
	造船・船用工業	・ <u>造船</u> ・ <u>船用機械</u> ・ <u>船用電気電子機器</u> ※ 業務区分を再編し、対象作業を拡大 【6→3業務区分】	とび、配管等 (8職種11作業)	・ 対象
	自動車整備	・ 自動車整備 【1業務区分】	-	・ 対象
	航空	・ 空港グランドハンドリング ・ 航空機整 【2業務区分】	-	・ 対象
	宿泊	・ 宿泊 【1業務区分】	-	・ 対象
	<u>自動車運送業</u>	・ <u>バス運転者</u> ・ <u>タクシー運転者</u> ・ <u>トラック運転者</u> 【3業務区分】	-	・ 1号のみ
	<u>鉄道</u>	・ <u>運輸係員(運転士、車掌、駅係員)</u> ・ <u>軌道整備</u> ・ <u>電気設備整備</u> ・ <u>車両製造</u> ・ <u>車両整備</u> 【5業務区分】	軌道整備 車両製造 (8職種19作業) 車両整備	・ 1号のみ
農水省	農業	・ 耕種農業全般 ・ 畜産農業全般 【2業務区分】	-	・ 対象
	漁業	・ 漁業 ・ 養殖業 【2業務区分】	-	・ 対象
	飲食料品製造業	・ 飲食料品製造業全般 (酒類を除く飲食料品の製造・加工、安全衛生) ※ 受入れ可の事業所を追加し、 <u>食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造業務も対象に含める</u> 【1業務区分】	新たに関連させるものではないが、惣菜製造業等が関連	・ 対象 ※ 食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの惣菜等製造業務含む
	外食業	・ 外食業全般 【1業務区分】	-	・ 対象
	<u>林業</u>	・ <u>育林、素材生産、林業種苗育成等</u> 【1業務区分】	技能実習制度の職種への追加検討中	・ 1号のみ
	<u>木材産業</u>	・ <u>製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等</u> 【1業務区分】	木材加工	・ 1号のみ

【図3：制度見直しのイメージ】



出所：法務省「改正法の概要」（育成就労制度の創設等） <https://www.moj.go.jp/isa/content/001415280.pdf>

以上
(担当：政策政治局 秋山)